

② 旅行業約款、その他関連約款

第1問 標準旅行業約款に関する以下の問1.～問20.の各設問について該当するものを、それぞれの選択肢から一つ選びなさい。 (配点 4点×20)

問1. 標準旅行業約款の適用範囲に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a. 特約を結ぶことは、募集型企画旅行契約のみに認められている。
- b. 約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるが、ここでいう法令とは、旅行業法及び国土交通省令のみをいう。
- c. 法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲のものであれば、書面により結ばれた特約は約款に優先して適用される。
- d. 特約は約款に定めのない事項についてのみ結ぶことができる。

問2. 募集型企画旅行契約に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a. 旅行者が提携するクレジットカード会社のカード会員との間で締結する契約は、すべて通信契約となる。
- b. 募集型企画旅行契約において旅行者は、運送・宿泊等の旅行サービスを自ら提供することを引き受けている。
- c. 旅行開始地である甲府市から成田空港まで貸切バスを利用し、その後航空機で香港に向かう旅行については、甲府市から成田空港までの旅行も海外旅行として取り扱われる。
- d. 旅行者は、国内旅行の募集型企画旅行契約の履行に当たって、その手配の全部を手配を業として行う者に代行させることはできない。

問3. 募集型企画旅行契約の締結に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a. 旅行者が予約を受け付けた場合において、旅行者が旅行者の定めた期間内に申込金を提出しないとき又は会員番号等を通知しないときは、旅行者は当該予約はなかったものとして取り扱うことができる。
- b. 契約の申込時に旅行者から特別な配慮が必要である旨の申し出があり、旅行者が当該旅行者のために特別な措置を講じた場合、それに要した費用は、旅行者の負担となる。
- c. 契約は、旅行者が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するが、通信契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立する。
- d. 旅行者は、旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるときは、当該旅行者との契約締結を拒否することができる。

問4 . 募集型企画旅行契約に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a . 確定書面を交付した場合であっても、旅行業者が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面に記載するところによる。
- b . 確定書面の交付期限は、いかなる場合も、旅行開始日の前日までの旅行業者が契約書面に記載した日までである。
- c . 旅行業者は、契約書面に確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、約款に定められた期日までに確定書面を交付しなければならない。
- d . 契約書面とは、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び旅行業者の責任に関する事項を記載し、契約の成立前に旅行者に交付すべき書面をいう。

問5 . 募集型企画旅行契約の変更に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a . A市からB市への移動に利用予定の最終列車が運休になり、やむなくA市で宿泊することになってしまった場合、当該宿泊に係る費用は旅行者の負担とすることができる。
- b . 上記a .において、利用予定であったB市のホテルとの契約で取消料として宿泊代金相当額の支払いを要した場合、旅行業者は旅行代金を減額しなくてもよい。
- c . 利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金の減額がなされたときは、旅行業者は、いかなる場合であってもその減少額だけ旅行代金を減額しなければならない。
- d . 契約書面に利用予定ホテルとして記載していたAホテルが、同ホテルの過剰予約受付のため利用できなくなりBホテルに変更した。この場合、旅行の実施に要する費用が増加したとしても、旅行業者は旅行代金を増額することはできない。

問6 . 次の記述のうち、旅行者が旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除できる事由に該当しないものはどれか。(いずれも、取消料の支払いを要する期間内の解除とする。)

- a . 旅行開始日の前日に旅行者の父親が死亡したこと。
- b . 旅行業者が旅行者に対し、契約書面に記載した期日までに確定書面を交付しなかったこと。
- c . 利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額されたため、旅行代金が増額されたこと。
- d . 旅行業者の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったこと。

問7．募集型企画旅行契約における旅行開始後の旅行者による契約の解除に関する次の(ア)～(ウ)の記述から、正しいものをすべて選んでいるものはどれか。

- (ア) 旅行開始後に一部の旅行者が契約を解除したため、旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員を下回った。この場合、旅行業者はその他の旅行者に理由を説明して契約の一部を解除することができる。
- (イ) 旅行に同行していた添乗員が病気になり、業務の遂行が不可能になったときは、旅行業者は旅行者に理由を説明して契約の一部を解除することができる。
- (ウ) 添乗員やガイドに対する旅行者の暴行により団体行動の規律が乱れ、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げられたときは、旅行業者は当該旅行者に理由を説明して契約の一部を解除することができる。

- a．すべて正しくない
- b．(ウ)
- c．(ア)(ウ)
- d．(イ)(ウ)

問8．募集型企画旅行契約(通信契約を締結した場合を除く。)における旅行代金の払戻しに関する次の(ア)～(ウ)の記述から、正しいものをすべて選んでいるものはどれか。

- (ア) 旅行目的地において暴動が発生し、旅行日程を短縮して帰国したことにより、旅行業者は旅行代金を減額した。この場合、旅行業者は実際の旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行者に当該減額分を払い戻さなければならない。
- (イ) 上記(ア)において、旅行者が提供を受けることができなかった旅行サービスに対して取消料・違約料を支払わなければならないときは、それらは旅行者の負担となる。
- (ウ) 宿泊機関の利用人員によって旅行代金が異なる旅行において、旅行開始前に利用人員が増加し、一人当たりの旅行代金が減額になった。(旅行代金は、全額収受済である。)この場合、旅行業者は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に当該減額分を旅行者に払い戻さなければならない。

- a．(ア)
- b．(ア)(イ)
- c．(ア)(イ)(ウ)
- d．(イ)(ウ)

問9．旅程管理に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a．旅行者と特約を結んだ場合、旅行業者は、旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときでも、契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講じないことがある。
- b．旅行業者は、旅程管理業務を他の旅行業者に代行させる旨を契約書面に明示したときは、旅程管理責任を免れることができる。
- c．旅行業者は、すべての募集型企画旅行に添乗員その他の者を同行させて旅程管理業務その他当該旅行に付随して必要と認める業務の全部又は一部を行わせなければならない。
- d．旅行業者は、旅行中の旅行者が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認め、必要な措置を講じたときは、それが旅行業者の責任によらないものであっても、その措置に要した費用は旅行業者の負担となる。

問10．募集型企画旅行契約における旅行業者の責任に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a．手配代行者の過失により旅行者が損害を被った場合は、旅行業者はその損害の賠償責任を負うことはない。
- b．旅行業者が故意又は過失により旅行者に損害を与えた場合は、その損害発生の翌日から起算して2年以内に旅行業者に対して通知があったときに限り、旅行業者はその損害の賠償責任を負う。
- c．手荷物について生じた損害については、旅行業者に重大な過失があった場合には、旅行業者は旅行者1名につき15万円を限度として賠償しなければならない。
- d．海外旅行参加者が旅行業者の過失により手荷물에損害を被った場合は、損害発生の翌日から起算して14日以内に旅行業者に対して通知があったときに限り、旅行業者はその損害の賠償責任を負う。

問11．特別補償に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a．旅行者が旅行業者の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けない日（旅行地の標準時による。）が募集型企画旅行日程に定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故によって旅行者が被った損害に対し補償金及び見舞金の支払を行わない旨を契約書面に明示したときは、当該日は募集型企画旅行参加中とはしない。
- b．募集型企画旅行（海外旅行）参加中の旅行者が交通事故で死亡し、旅行業者が5,000万円の損害賠償義務を負うことになった場合、旅行業者は、死亡補償金と合わせて7,500万円を当該旅行者の法定相続人に支払わなければならない。
- c．旅行業者が実施する募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して当該旅行業者が実施する募集型企画旅行については、別個の旅行契約であるのでそれぞれの旅行契約について特別補償の義務が発生する。
- d．募集型企画旅行に参加した旅行者が、旅行解散後帰宅途中に乗車したタクシーの事故で負傷し、病院に5日間通院した場合、旅行業者は当該旅行者に通院見舞金を支払わなければならない。

問12．次の記述のうち、特別補償の対象にならないものはどれか。

- a．日程表では「ホテル出発まで自由行動」と記載していた旅行で、当該自由行動中に交通事故で被った傷害による10日間の入院
- b．盗難にあったシー・ディー・ロムに記録された情報
- c．旅館の風呂場で転倒して被った傷害による3日間の通院
- d．募集型企画旅行（海外旅行）参加中に発生した地震によって破損したデジタルカメラ

問13．旅程保証に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a．利用予定であったホテルの過剰予約受付により、契約書面に記載のないホテルに変更になる旨を旅行開始前に旅行者に通知したところ、旅行者が契約を解除した。この場合は、旅行業者には旅程保証責任は発生しない。
- b．変更補償金は、旅行者が所定の期間内に旅行業者に対して契約内容の重要な変更が生じた旨を通知した場合に限り支払われる。
- c．変更補償金の支払いが必要となる変更により、旅行の実施に要する費用が減少したときは、その減少額を旅行者に払い戻せば、旅行業者には旅程保証の責任が発生しない。
- d．変更補償金の支払いの対象となる変更は、契約書面に記載した一定の事項についての変更であり、確定書面に記載した事項については対象とならない。

問14．次の記述のうち、旅程保証の対象とならないものはどれか。

- a．利用予定ホテルとして契約書面では「Aホテル又はBホテル」と記載し、確定書面で「Aホテル」と特定していたが、Aホテルの過剰予約受付のためBホテルを利用したとき。
- b．契約書面において、「A航空エコノミークラス」と記載していたが、A航空の過剰予約受付のため、B航空のビジネスクラスを利用したとき。
- c．契約書面においては客室からの景観を「オーシャンビュー」と記載していたが、ホテルの過剰予約受付のため、確定書面では「シティービュー（海の見えない部屋）」と記載したとき。
- d．契約書面のツアー・タイトル中に「C航空直行便で行くオーストラリア8日間ツアー」と記載していたが、C航空の過剰予約受付のため、実際にはC航空の乗継便に変更になったとき。

問15．次の記述のうち、受注型企画旅行契約において、旅行開始前の旅行業者の契約解除事由に該当しないものはどれか。

- a．旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- b．旅行地において暴動が発生し、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき。
- c．旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。
- d．旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

問16．受注型企画旅行契約の団体・グループ契約に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a．旅行業者は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者の契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなすことができる。
- b．契約責任者は、旅行業者が定める日までに、団体・グループを構成する旅行者の名簿を旅行業者に提出しなければならない。
- c．旅行業者は、契約責任者が団体・グループを構成する旅行者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではない。
- d．契約が成立するのは、旅行業者が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時のみである。

問17．手配旅行契約の成立に関する次の(ア)～(ウ)の記述から、正しいものをすべて選んでいるものはどれか。

(ア) 旅行業者は、契約責任者と契約を締結するときは、申込金の支払いを受けることなく契約の締結を承諾することがある。この場合、旅行業者は契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、契約は、旅行業者が当該書面を交付した時に成立する。

(イ) 旅行業者は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより契約を成立させることができる。

(ウ) 通信契約を締結しようとする旅行者は、会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容を旅行業者に通知しなければならない。

- a．(ア)(イ)
- b．(ア)(イ)(ウ)
- c．(ア)(ウ)
- d．(ウ)

問18. 次の手配旅行契約において、旅行者が(1)及び(2)のそれぞれの状況で契約を解除した場合に、旅行業者が旅行者に払い戻すべき金額の組合せのうち、正しいものはどれか。(旅行代金は全額収受済とする。)

旅行の実施に要する費用	170,000円
旅行業務取扱料金(変更手数料金及び取消手数料金を除く。)	10,000円
取消手数料金	5,000円
旅行者が既に提供を受けた旅行サービスの対価	90,000円
未だ提供を受けていない旅行サービスに係る	
運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料	30,000円

(1) 旅行者が自己の都合により、旅行開始後に契約を解除した場合

(2) 旅行業者の責に帰すべき事由により、旅行者が、旅行開始後に契約を解除した場合(旅行業者に対する損害賠償の請求は考慮しないものとする。)

(1)	(2)
a. 45,000円	80,000円
b. 45,000円	90,000円
c. 50,000円	80,000円
d. 55,000円	90,000円

問19. 渡航手続代行契約に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a. 旅行業者が契約を締結する旅行者は、旅行業者と募集型企画旅行契約、受注型企画旅行契約若しくは手配旅行契約を締結した旅行者又は旅行業者が受託している他の旅行業者の募集型企画旅行について旅行業者が代理して契約を締結した旅行者である。
- b. 旅行業者が契約により引き受けた代行業務を行うに当たって、郵送費、交通費その他の費用が生じたときは、旅行者は、旅行業者が定める期日までに旅行業者に対して当該費用を支払わなければならない。
- c. 旅行業者は、旅行者から提出された渡航手続書類等に不備があると認めるときは、契約を解除することができる。
- d. 契約は、旅行者が旅行業者所定の申込書を旅行業者に提出し、旅行業者が当該契約の締結を承諾し、旅行者から申込金を受理した時のみに成立する。

問20．旅行相談契約に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a．旅行に必要な経費の見積りや旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報提供は、契約の対象となる業務である。
- b．旅行業者は、旅行者の相談内容が公序良俗に反し、若しくは旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるものであるときでも、契約の締結に応じなければならない。
- c．電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段により契約の申込みを受け付ける場合、契約は旅行業者が当該契約の締結を承諾した時に成立する。
- d．契約の履行に当たって、旅行業者が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、損害発生の翌日から起算して6月以内に旅行業者に対して通知があったときに限り、旅行業者はその損害の賠償責任を負う。

第2問 航空2社（日本航空インターナショナル、全日空）の国際航空運送約款に関する問21．～問25．について、その内容が正しいものはa．を、誤っているものはb．を選びなさい。（配点2点×5）

問21．ペットとしての動物の運送を引き受けた場合、その動物はその容器及び餌とともに、旅客の超過手荷物となる。

問22．旅客が航空会社の許可なく機内で携帯電話機を使用する場合、航空会社は当該旅客の運送を拒否し、又は旅客を降機させることができるが、この理由のみをもって当該旅客を拘束することまではできない。

問23．最初の国際線の運送区間の塔乗用片が使用されておらず、旅客がその旅行をいずれかの予定寄航地から開始する場合、その航空券は無効であり、航空会社はその航空券の使用を認めない。

問24．適用運賃とは、航空会社又はその指定代理店により公示された運賃又は航空会社の規則に従い算出された運賃で、適用法令等に別段の定めのある場合を除き、航空券の最初の塔乗用片により行われる運送の開始日に有効な運賃をいう。

問25．航空会社に対する責任に関する訴は、到達地への到達の日、航空機が到達すべきであった日又は運送の中止の日から起算して2年以内に提起しなければならない。

第3問 航空2社（日本航空ジャパン、全日空）の国内旅客運送約款に関する問26．～問28．について、その内容が正しいものはa．を、誤っているものはb．を選びなさい。（配点 2点×3）

問26．旅客が病気等で旅行できない場合、当該旅客の航空券はその航空券の有効期間満了日より30日以内で有効期間を延長することができる。

問27．航空会社は、共同して国内航空運送を引き受け、航空会社の指定する会社のいずれかがその運送を行うが、そのいずれかが行った運送について賠償責任を負う場合は、実際に運送を行った会社のみが責任を負う。

問28．故意に無効航空券で搭乗した旅客は、当該旅客に適用される不正搭乗区間の運賃および料金と、搭乗時の当該区間に設定された最も高額な運賃および料金の2倍相当額を合わせて航空会社に支払わなければならない。（当該不正搭乗区間が特定されたものとする。）

第4問 モデル宿泊約款に関する問29．～問30．について、その内容が正しいものはa．を、誤っているものはb．を選びなさい。（配点 2点×2）

問29．ホテル（旅館）は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をみつ旋するが、それができないときは、ホテル（旅館）の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず違約金相当額の補償料を宿泊客に支払わなければならない。

問30．宿泊客がフロントに預けた物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、ホテル（旅館）はその損害を賠償しなければならない。